

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

（１）施設基準

当院は「コンタクトレンズ検査料１」の施設基準に適合している旨、近畿厚生局に届け出を行っています。

（２）初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料 75 点を算定いたします。

（３）コンタクトレンズ検査料１

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定致します。

※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※上記につきご不明な点はお相談下さい。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

石田 理

眼科診療経験：34 年（令和 7 年 3 月現在）

社会福祉法人 大阪暁明館病院 院長